

中央会

組合活性化情報



2005.12
No.494

わかやま

- 山東省で商談会開催
- 秋の叙勲・褒章
- 海南市で地場産業組合のイベント

No.494

2005.12

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● ～山東省商談会・市場調査～	
ステップアップ講座	4
● 「これからの新連携のあり方」PART	
秋の叙勲・褒章	7
施策情報	8
● 地域ブランドの保護 ～商標法改正について～	
くみあい元気ルポ	11
● 那智勝浦シール（協）	
会員だより	12
● 海南市で地場産業三組合のイベント	
● 郷土料理展	
● 中古車フェア	
中央会だより	16
● 65歳プロジェクト事業先進企業視察	
シニアパワーの活用	17
全国先進組合事例	18
中小企業基盤整備	20
地域の就職支援活動	21
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

山東省において 商談会を開催



11月18日（金）和歌山県中小企業団体中央会・山東省対外貿易経済合作庁主催による企業商談会が中国山東省青島市において実施されました（山東省政府、青島市政府、ジェトロ青島事務所並びに和歌山県の協力・後援）。

和歌山県内の繊維企業9社が商談会に出展参加、山東省内から繊維関連企業約110社、140人が集まり、通訳を交えての商談が午前9時～午後5時まで行われました。

各商談ブースでは熱心に自社の製品をPR（衣料・製法・商品企画・取引可能数量・商品価格帯・サンプル生地等の提供等）し、貿易パートナー、国際市場の開拓等、今後のビジネスチャンスにつなげるための積極的な商談が進められました。会場内は大勢の人々の熱気に包まれ、和歌山県並びに山東省の参加企業ともに相互理解が深められ、大変充実かつ有意義な商談会が盛会裡に終了しました。

当会の山下会長は「今回の商談会は初めての経済交流の第1歩。これを契機に山東省と和歌山県との友好提携をより一層活発化させ、相互利益につながるような実質的な経済交流の推進・発展に少しでも力になれば・・・。」『継続は力なり』という言葉どおり、来年も再来年も経済交流を深めていきたい。」と強く語りました。

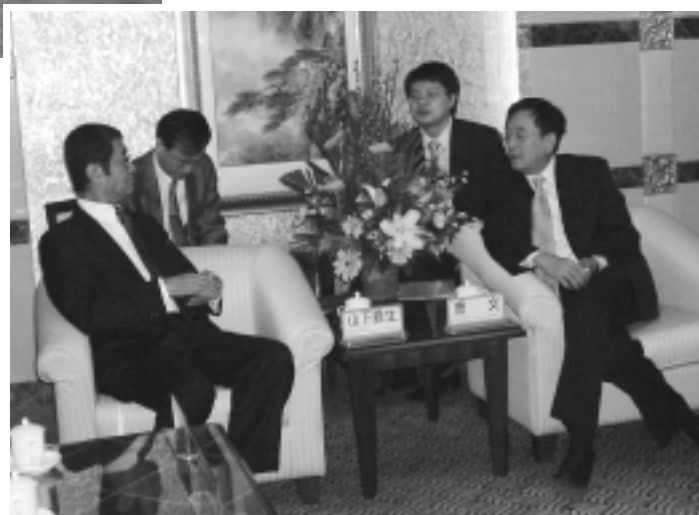


当会では「世界の市場」として注目を浴びている中国に対し、輸出事業の振興を図るべく「中国輸出振興部会」を結成したところであり、今後も中国ビジネスに関心のある県内企業に対しあらゆる支援を行っていく予定です。

又、和歌山県山東省市場調査団は11月

17日（木）から19日（土）にわたり、青島市の経済の中枢である貿易センター、撫順路卸売市場、青島精研機械有限公司、環海開発区、カルフル等視察。

一行は、伝統的産業と共にエレクトロニクス・バイオなどの新産業が急速に成長する山東省の生産・流通をはじめとする市場の現況について調査しました。



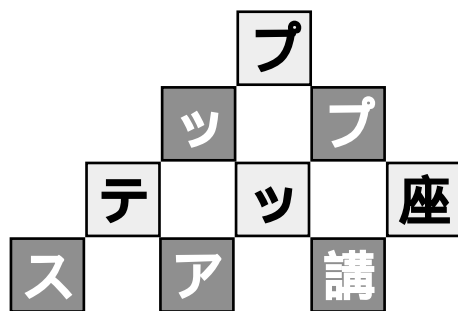
フォト・アルバム

山東省商談会



市場調査





これからの新連携の

いままで2回に亘り新事業活動促進法にもとづく新連携の意義、現在までに国から認定を受けた新連携の事例について述べてきましたが、今回はこの事業に組合員が取り組むにあたり、組合が支援したらどうかと思われる方策について私見を述べることにします。なお、各項目とも中央会の支援・協力を得て実施することが現実的、効果的と思われますので中央会とのかかわりに

ついても触れておきます。

なお、本稿末尾には、既に認定を受けた新連携グループのメンバーが挙げているこの事業に取り組むことによって得つつあるメリットおよび前号原稿執筆のときは詳細資料未入手のため紹介できなかった福井眼鏡グループの連携関連図を掲げることとします。

1．新連携の内容について組合員に啓発

新連携の意義、メリット、進め方、事例等について、組合員にわかりやすく伝えることが必要です。伝え方としては組合広報誌、「中央会わかやま」の当該個所のコピーなどに上る文書やメールによる配布の方法、説明会などの開催の方法が考えられます。説明会については総会など多くの組合員が集まる機会を利用した

り、また何人か適格者がいると思われるときはこのテーマに絞って説明会を開くのもよいでしょう。

いずれの方法をとるときも、資料の提供を中央会にお願いしたり、また説明会にさいしては新連携について詳しい専門家の派遣を中央会に打診されたらどうでしょうか。

2．新連携に関心をもっている組合員からの相談に適切に対応

関心をもっている組合員は今後事業を進めるにあたりどんなテーマを持っているのか、その組合員の有する技術の内容・特色、連携の相手つまりパートナーはいるのかなどについて聴取し相談に乗ることが大切なつとめです。

そして相談にきた組合員が強い意志をもっている場合は、その組合員の状況を中央会に説明しこれに合った支援を求めることになりましょう。中央会は更に必

要に応じ中小企業基盤整備機構内に設けられている新連携支援地域戦略会議（近畿圏の場合、事務局は大阪府中央区OMMビル内にあり）などから専門家の派遣要請を行う方法も講じてくれると思われます。

なお、一応の関心はもっているものの、現在は前記レベルに達していない組合員に対しては、情報提供などを行って熟成を待つようにしたいものです。

3．パートナー探し

新連携は複数の異業種企業が共通テーマに向かって協力し合い、事業化・市場化を実現しようというものです。従ってパートナーの存在が必須条件のひとつです。

新連携事業への取組を考えている組合員にとってパートナーが既に存在するケースと、特に決まっていないケースに分けて、組合としての対応を考えてみまし

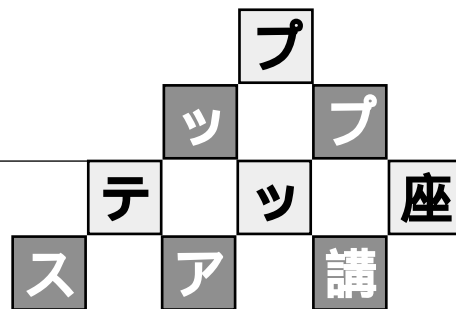
よう。

（1）具体的にパートナーがいる場合

組合員が志向している事業に向けて、そのパートナーが技術面、営業面、企画面などにどんな強味をもっているのか、またその強味をグループ活動の上で十分発揮することが可能かということをよく検討する必要が

あり方 PART

中小企業診断士 芝野 寛也



あります。

考えている連携メンバーが事業目的に照らし不安があるないしは不足していると判断されるときは、どんな企業を加えたらよいかを考えアドバイスしなければなりません。めざしているテーマに向け新たに企業参加を求める方法としては、インターネットなどでの呼びかけ、中央会、商工会議所、商工会や行政機関に相談することが考えられます。中央会の場合は組合の皆さん方にとって手近な存在であるうえ、全県をエリアとし、しかもいろんな業種の組合を包括しているので、要件に合うパートナーを探しやすいといえます。

(2) とくにパートナーが決まっていない場合

組合員の構想に合ったメンバーを(1)に述べた方法で探すほか、中央会青年部の異業種交流会に参加して、他の参加者の事業内容や考え方、人柄をよく知り、適切と思われる先と意思疎通を十分はかり、合意に達すれば連携に加わってもらうという方法も考えられます。ただ連携実現までに時間がかかることは否めません。また中央会に対しては、青年部に限定することなく、異業種交流に興味をもつ組合員が自由に参加して

気軽に話し合えるような形の交流会実施が望まれるところです。

なお、パートナー探しにあたっては、新商品・新サービスの開発など技術面の連携のみならず、開発商品・サービスなどの市場化実現のため販売力の強い企業との連携をはかることに留意しなければならないことを申し添えます。

< 参考 >

新商品や新技術などの共同開発にあたり、参加企業が横一線からスタートし、ひとつひとつの事項にコンセンサスを積重ねて進めて行くいわば対等方式、特定企業が描いているテーマに賛同企業が参加するというこの指止まれ方式があります。最近の事例ではこのケースがふえつつあるという記事が最近掲載されました。(日経H17.11.8)

これは新連携事業への取り組み方、これに伴うパートナー探しにさいしても考慮に入れておくべきことでしょう。

4. 体制作り

連携メンバーが決まれば、その協力関係、結合関係を維持強化するためがっちりした体制にしておくことが肝要です。グループを法人化することが望ましいですが、そこまで行かなくともメンバーの役割分担、責任体制を定めておく必要があり、これに取組むには中央会のアドバイス、協力が望まれるところです。なお、その

新連携グループに対し相談に応じている専門家があれば、中央会としてはその人から情報を得たり意見を求めるべきです。

本項に関し、国から連携体構築支援のための経費(連携規約作成など)の助成が受けられます。

5. 計画づくり

事業概要が固まれば、新連携事業計画書を作成し、国に提出しなければなりません。計画書の内容は次の通りです。

- (1) 認定申請書及び別表(計画書、実施計画書、連携の態様、経営計画及び資金計画書)

このほか

- (2) 中小企業者の定款

- (3) 中小企業者の最近2期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表および損益計算書(これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

- (4) 連携参加者全員の計画に対する同意書の写し

申請書、計画書の作成にあたって専門家に協力を求める必要があれば、中央会に相談したらよいでしょう。

6. コア企業としての役割

1～5までは新連携事業に取り組もうとする組合員としての役割ですが、本項は組合自身が新連携の当事者しかも中核企業として参加するケースです。

連携の核となるコア企業には、中小企業者のみならず企業組合、協業組合、事業協同組合もなり得ます。企業組合、協業組合の場合は、組合で独自事業を行っていますのでコア企業となるのに問題はありますが、事業協同組合については規模が小さい異業種組合で組合員とは別の独自事業を営んでいるところが適すると

思われます。つまり組合自身で新しいテーマに取り組むこととし、これの推進にあたり、他の異業種企業等に参加してもらうというパターンです。従って、組合としては今まで述べてきた事項のうちとくに3以降について中央会等の協力を得て主体的に進めていくことになるでしょう。

組合員数の多い同業種組合の場合は、有志で別の組合を設立し新連携事業に取り組むという方法が考えられます。

< 参考資料 >

1. 新連携によるメリット

全国第1号の認定を受けたグループのメンバーが挙げているメリットの内容を整理すると(「中小公庫だより2005. 8月号」)次の4点で、既に実現しつつあるか、今後期待がもてるものです。

- (1) 新しい技術の発掘や活用、新たな事業分野や市場の開拓
- (2) 参加企業がもつ独自のすぐれた技術の具現化
- (3) 人材育成
- (4) 技術継承

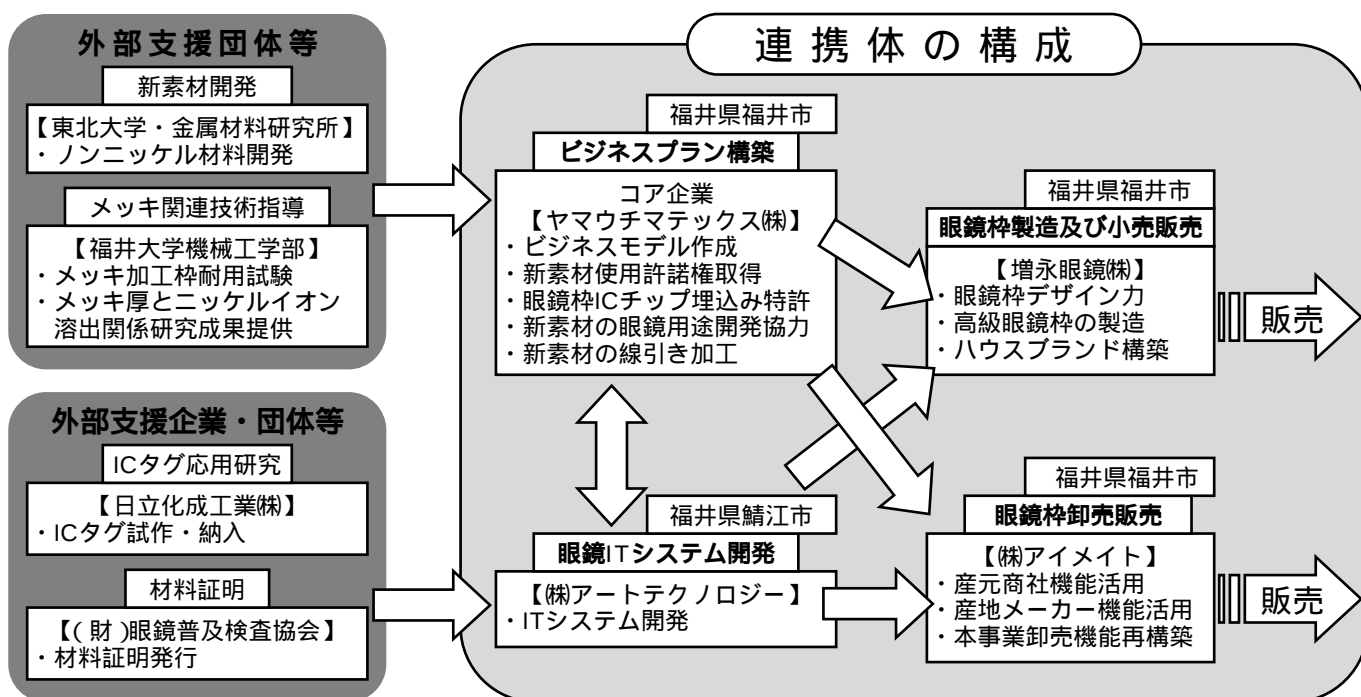
グループが取組中の事業は、レーザーによる表面清浄装置の開発で、参加企業は4社です。

2. 近畿経済産業局第3回認定先中福井眼鏡関係グループ追加資料(「中央会わかやま」11月号<ケース3>の分)

事業内容

ニッケルを含む金属は皮膚アレルギーを起こす可能性があり、日本ではまだ制限されていないが、ヨーロッパでは装飾品や眼鏡枠等への使用は制限されている。本事業は、東北大学金属材料研究所で開発された皮膚に優しいノンニッケルの形状記憶合金を原料に、眼鏡枠用の素材線引きから、眼鏡枠の製造、販売までを事業範囲とし、そのモダン部に取り付けるICタグに材料・製造の情報を入れ込むことにより、トレーサビリティを付与し、確かな品質の眼鏡フレームを提供し、これまで繰り返されてきた模倣品被害・価格破壊を防止するものである。

しくみ



喜びの受賞～おめでとうございませう～

平成17年秋の叙勲・褒章の受章者が発表されました。
全国各界の様々な分野で顕著な業績を挙げられ、貢献された栄えある方々をご紹介します。
和歌山県中央会関係では、次の方々です。

秋の叙勲

旭日小綬章

中谷 弘 氏

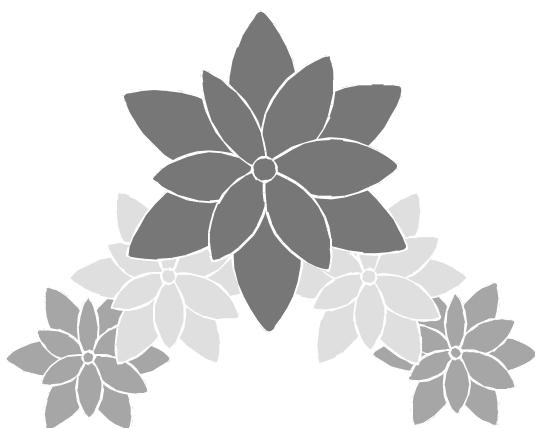
和歌山県木材協同組合連合会
会 長



旭日双光章

清水 幸雄 氏

和歌山県薬種商協同組合
理事長



秋の褒章

黄綬褒章

釜中 甫干 氏

和歌山県機械金属工業協同組合
副理事長



黄綬褒章

米田 正豊 氏

和歌山県板金工業組合
副理事長



黄綬褒章

山本 博 氏

紀北自動車整備協同組合
理事長



黄綬褒章

稲垣 禎男 氏

和歌山県個人タクシー協同組合



(順 不 同)

地域ブランドの保護 商標法の改正について

平成17年 6月15日 公布
平成18年 4月 1日 施行
資料提供：日本弁理士会

地域団体商標制度の概要

今回の商標法の一部改正により、平成18年4月1日から地域団体商標制度が導入されます。

地域ブランドを適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標について地域団体商標として登録を受けることができますようになります。

- 地域の名称と商品又はサービスの名称等からなる商標（地名入り商標）が、事業協同組合や農業協同組合等によって、商品やサービスに使用されたことにより、一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録することができます。
- 地域団体商標の出願前から同一の地名入り商標を不正競争の目的なく使用している第三者は、その商標を引き続き使用することができます。
- 地域団体商標の登録後に、周知性や地域との関連性が失われた場合、無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合には、取消審判の対象となります。

商標登録されている地域ブランドの例



登録第4734753号



登録第4696358号



登録第4625235号



登録第4619615号



登録第4066358号



登録第457925号

商標制度の概要

商標とは

事業者が自己の取り扱う商品・役務（サービス）を他人の商品・役務と区別するために、その商品・役務について使用する標識（マーク）です。文字や図形のほかに、立体も商標になる場合があります。

商標登録の効果

商標権は登録により発生します。商標権は全国的に効力が及び、権利者は、指定商品又は指定役務につい

て登録商標を10年間使用できます。また、侵害者に対して侵害行為の差し止めや損害賠償等を請求することができます。

登録できない商標

(1) 商品やサービスを区別できないとき

商品又は役務の普通名称

例)「ワープロ」(ワードプロセッサ)

商品やサービスについて慣用されているもの

例)「正宗」(清酒)

商品の産地・販売地、品質等又はサービスの提供場所、質等を表示するもの

例)「洋服」について「銀座」「自動車」について「デラックス」

現行の商標法では、「地域名＋商品名（役務名）」の商標は、原則として、拒絶されます。

ありふれた氏又は名称

例) 鈴木、YAMADA、田中商店

極めて簡単でありふれたもの

例) ローマ字1～2文字

その他商品等を区別できないもの

例) キャッチフレーズ、現元号

上記 ～ に該当する場合でも、全国的に周知になったものは、登録を受けることができます。

(2) 公共の機関等の標章と紛らわしい等公益性に反する商標であるとき

国旗、菊花紋章、勲章、外国の国旗等に類似する場合
国や地方公共団体等を表示する著名なマークに類似する場合

公序良俗を害するおそれがある場合

商品の品質等について誤認を生じさせるおそれのある場合

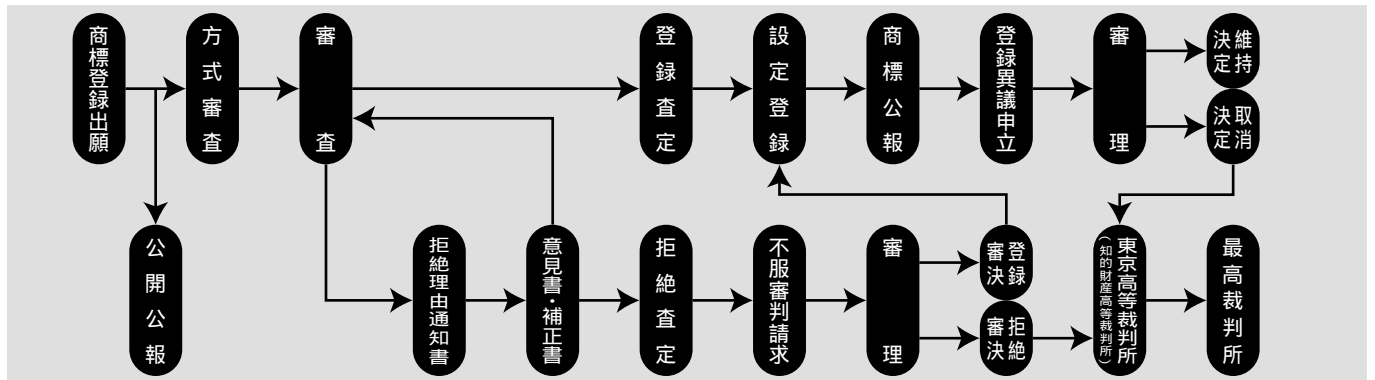
(3) 他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいとき

出願から登録までの流れ

出願された商標は、審査官により審査されます。最終的に拒絶の理由がないと判断されると、登録査定がなされます。その後、登録料を納付することにより、設定登録され、商標公報に掲載されます。

なお、商標公報掲載後2月間は誰でも登録異議の申立ができます。

存続期間は、登録の日から10年ですが、更新登録の申請により、商標権を半永久的な権利として存続させることができます。



団体商標

団体商標とは

事業者を構成員に有する団体がその構成員に共通に使用させる商標です。

団体商標の保護は、パリ条約第7条の2において義務づけられており、国際調和の観点を踏まえ、平成8年の商標法の改正で明文化されました。

登録要件

登録されるためには、以下の要件が必要となります。
商標登録出願人が民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人であること。
以下の網掛けをした法人が出願できます。

法 人				権 利 能 力 な き 社 団
営 利 法 人	非 営 利 法 人			町内会等
	公 益 法 人	特 別 法 準 拠	事 業 協 同 組 合 等	法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの
商 事 会 社	社 団 法 人	学 校 法 人	事 業 協 同 組 合	法人として設立中の団体
民 事 会 社	財 団 法 人	宗 教 法 人	特 別 の 法 律 に よ り 設 立 さ れ た 組 合	個 人
		医 療 法 人		
		社 会 福 祉 法 人		
		商 工 会 議 所		

出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること
商標登録出願人が民法第34条の社団法人等であることを証明する書類を提出すること

出願の変更

商標登録出願人は、団体商標の登録出願と通常の商標登録出願とにおいて、相互に出願の変更をすることができます。(商標法第11条)

団体構成員の権利

団体構成員は、当該団体の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標の登録商標を使用することができます。ただし、個々の団体構成員は、構成員以外の者の使用を排除することはできません。なお、団体構成員の商標の使用をする権利は、相続等の一般承継による場合を含めて移転することができません。

地域団体商標

地域名と商品名からなる文字商標について、事業協同組合等によって使用されたことにより、隣接都道府県に及ぶ程度の周知性を獲得した場合は、「地域団体商標」として商標登録を受けることができるという制度です。

A. 登録要件

1. 「地域団体商標」の登録を受けることができる者
(1) 事業協同組合、その他特別法によって設立された組合(法人格が必要)に限られます。

- 民間の会社、都道府県、市町村、商工会議所、商工会等は登録を受けることはできません。
- 下の網掛けした法人のみが登録を受けられます。

法 人				権 利 能 力 な き 社 団
営 利 法 人	非 営 利 法 人			町内会等
	公 益 法 人	特 別 法 準 拠	事 業 協 同 組 合 等	法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの
商 事 会 社	社 団 法 人	学 校 法 人	事 業 協 同 組 合	法人として設立中の団体
民 事 会 社	財 団 法 人	宗 教 法 人	特 別 の 法 律 に よ り 設 立 さ れ た 組 合	個 人
		医 療 法 人		
		社 会 福 祉 法 人		
		商 工 会 議 所		

(2) 正当な理由がないのに有資格者の加入を拒んだり加入に際して既存の構成員よりも困難な条件を付

したりしてはならない旨の定めがある法律によって設立された組合でなければなりません。

特 別 法	組 合
水産業協同組合法	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
農業協同組合法	農業協同組合、農業協同組合連合会
中小企業等協同組合法	事業協同組合
森林組合法	森林組合
商店街振興組合法	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合、酒販組合
生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	旅館組合
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会

2. 「地域団体商標」の登録を受けることができる商標
(1) 「地域名」と「商品名(役務名)」からなる文字商標が対象です。

●図形との組み合わせは、地域団体商標としては登録できません。

この「地域名」とは、商品の産地や役務の提供場所を指します。

(例) 「夕張メロン」「有田焼」「道後温泉」

その商品や役務と密接な関連性を有する地域名も含まれます。

(例) 「大島紬」は、現在は鹿児島市や宮崎県でも生産されていますが、その由来地は奄美大島(鹿児島県名瀬市)です。

また、「地域名」と「商品名(役務名)」に加え、「○○の」や「本場○○」も認められます。

(2) 使用をすることにより、一定の周知性が必要です。

隣接都道府県に及ぶ程度の範囲で知られている必要があります。

3. 「地域団体商標」の対象商品(役務)

その商標を使用している商品や役務に限定されます。

例えば、商標「夕張メロン」については、指定商品

を「夕張産メロン」のように指定する必要があります。

4. その他

通常の商標登録に必要な要件を満たす必要があります。

●既に商品の普通名称になっている場合には(「さつまいも」「奈良漬」等)登録を受けられません。

●他人の登録商標に類似するものは登録できません。

B. 「地域団体商標」の登録

1. 「地域団体商標」の商標権者の権利

「地域団体商標」が登録された場合、基本的には、通常の商標権者と同様の権利が発生します。しかし、これを他人に譲渡したり、専用使用権を設定したりすることはできません。

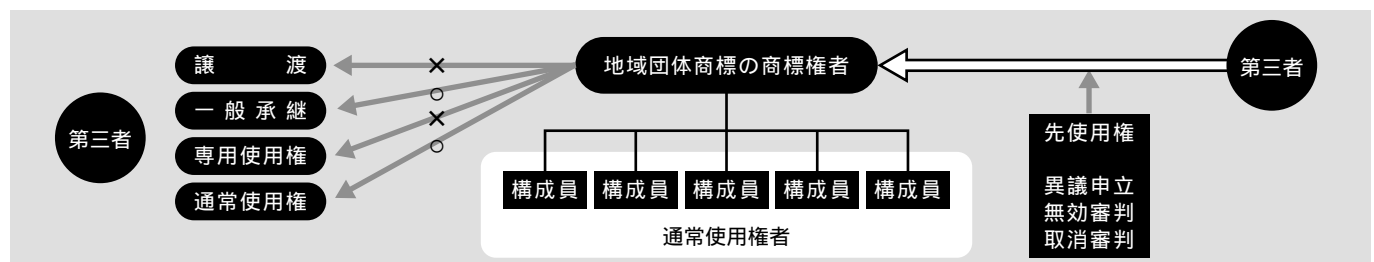
2. 「地域団体商標」の通常使用権者

「地域団体商標」の商標権者である組合に属している構成員には、その「地域団体商標」を使用する権利が与えられます。

3. 第三者による対抗手段

登録異議を申し立てたり、無効審判や取消審判を請求したりすることができます。

「地域団体商標」を出願前から正当に使用している第三者は、引き続き使用することができます。



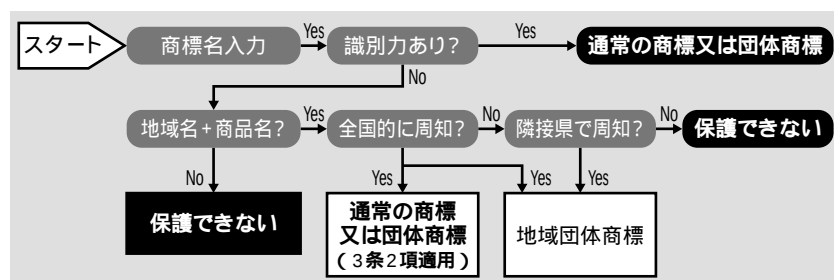
C. 「地域団体商標」の出願受付

平成18年4月1日より「地域団体商標」の出願が可能となります。

平成18年3月31日までにした商標登録出願(団体商標を含む)を4月1日以降に「地域団体商標」に変更することはできません。

まとめ

「地域団体商標」制度は、「地域名」と「商品名」からなる文字商標について、一定の要件を満たしたものに限り、登録を認める制度です。しかし、「地域ブランド」の保護は、この「地域団体商標」に限りません。商標制度を有効に活用することが肝要です。



日本弁理士会 大阪相談窓口

TEL 06-6775-8200

〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町2-7
関西特許情報センター4階 日本弁理士会近畿支部室内

●相談時間
地域ブランド専用相談窓口 / 火曜日13:00~16:00
常設相談窓口 / 月~金曜日 10:00~12:00
14:00~16:00



地域に根ざした サービス充実を目指して

～ 那智勝浦シール協同組合 ～

プロフィール

昭和38年、地元商業者による任意組合を立ち上げ、シール券の発行で顧客の吸引を図り、積極的なサービスの提供・向上に努めてきましたが、情勢の変化等に伴って従来の任意組合を発展的に解消、より強固な組織力の下で活発な事業展開をしていこうと昭和51年、那智勝浦シール協同組合を設立しました。



久司理事長

業界近況について

不況感の定着している昨今、消費者のサイフのヒモは固く、又、観光客の減少や消費者の町外流出などによって、組合員の売上状態は全般的に厳しい状態が続いています。しかし、そんな中でも頑張って積極的な展開を続けている個店もあり、最終的には“根性”で立ち向かっていこうと話しています。

販売促進策としては、加盟店全店による2倍以上ポイントセールや、キャッシュバックセールを実施し、好評を得ています。今後は更なるサービス向上を目指し、各種イベントの充実を図っていきます。更に情報面での充実として、IT導入と、組合員間の情報化の啓蒙等を進めたいと考えています。



組合PR等

組合員はもとより、町民生活の安定に寄与するために、協力体制・流通網を密にすることを心掛け、又、常に危機感を持って商売にあたることを目標としています。



組合所在地 〒649-5334
東牟婁郡那智勝浦町勝浦216番地の43
T E L 0735-52-1679
F A X 0735-52-1737
設立年月日 昭和51年10月15日
組合員数 67名

会員だより

秋晴れの11月12日(土)、13日(日)の両日、海南市では地場産業を代表するビッグなイベントが開催されました。

いずれも大勢の来場者をみる盛況ぶりで、地域に根ざした伝統の産業を明日へと継承していく、たゆまぬ努力と意気込みを感じました。

第17回紀州漆器まつり ～ 漆器組合120周年の うるわしき伝統 ～

恒例の大漆器市・・・風情を残す海南市黒江の川端通りでは、今年で17回目となる「紀州漆器まつり」が開催されました。

約50店が軒を連ねた通りでは、漆塗りの盆やお椀、繊細な小物などがずらりと並び、来場者の目を楽しませ大盛況。



今年は組

合創設120周年ということもあって趣向を凝らした記念イベントも。

黒江の匠の技を引き継いで、紀州漆器の伝統を明日に結びつけるという意気込みが、この日川端通りに溢れていたようです。



紀州漆器
協同組合

TEL :
073-482-0322



第11回海南家具まつり

海南市立総合体育館では、海南家具組合が総力を挙げての“第11回海南家具まつり”が開催されました。

お買得商品が大放出とあって、新築やプライダルを控えた方、家具の買換えを考慮中の家族連れなど2日間にわたって、こちらも大勢の来場者で賑わいました。



家庭用品まつり

海南保健福祉センターでは、「家庭用品まつり」が！

家庭用品企業がそれぞれの看板商品を一堂に展示する人気のイベントです。



海南の家庭用品（水回り）は、全国シェア75%ともいわれるビックな市場で、ポピュラーな台所用品、タワシ、ハウキ、ブラシはもとより、新商品の開発にも大いに力を入れています。

お目当ての家庭用品コーナーでユニークな商品を興味深く見つめる大勢の買物客で、終日賑わいを見せました。



海南特産家庭用品協同組合

TEL : 073-483-6070



海南家具商工業協同組合

TEL : 073-482-4363



会場いっぱいに華やかな郷土料理が！ ～ 和歌山県飲食業生活衛生同業組合 ～



フロアーには、和歌山を代表する名物料理と思わせる華やかな料理の数々が勢揃い。

昨年の「高野・熊野の世界遺産登録」を機として、同組合では和



た料理はまさに郷土が誇る逸品づくし。

郷土の美味を求めて来場者も絶え間なく、会場いっぱいに「優しい“ふるさと紀州”」の香りが広がる盛況ぶりでした。

11月13日（日） 海南市において、地域食材をふんだんに使った「郷土料理展」が開催されました。

会場となった海南保健福祉センターの2階



歌山を訪れる観光客へのアピールと共に、更なる優れた料理づくりに取り組んできましたが、今回出展され

和歌山県飲食業
生活衛生同業組合
TEL：073-423-2132



テーブル
コーナー

わかやまの 観光スポット

丹生都比売神社（かつらぎ町）世界文化遺産。神仏融合はじまりの社として貴重な文化財の宝庫。鏡池にかかる朱色の太鼓橋が美しい神社。
場所：和歌山県伊都郡かつらぎ町上天野230

マリーナシティに 中古車285台が集結!!

～ 和歌山県

中古自動車販売商工組合 ～

11月3日（木）～6日（日）の4日間、和歌山マリーナシティにて、和歌山県中古自動車販売商工組合主催の中古車フェアが開催されました。



今回の中古車フェアは、組合員28社で中古車285台を展示。店頭より安く買えるとあって、会場には休日を中心に約1,300人の来場者が詰め掛け、興味を持った車について担当者とやり取りしていました。



今回のフェアでは24台の成約があり、成約者の方を対象にしたお楽しみつかみ取りイベントなど盛況なフェアとなりました。

和歌山県中古自動車
販売商工組合

TEL : 073-432-7133



中央会だより

65歳雇用導入プロジェクト・先進企業視察

本会では、65歳までの継続雇用制度の導入率推進を図るために労働局より委託を受け「65歳雇用導入プロジェクト事業」を実施しています。

昨年の通常国会で高齢者の雇用の安定に関する法律が改正され、年金の支給開始年齢にあわせて、定年の引き上げ・継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止かを事業主に義務づけられ、平成18年4月1日より実施されます。

65歳雇用導入プロジェクト事業の一環で、11月21日、22日、先進企業視察を実施しました。

㈱仁科百貨店

平成16年度厚生労働省主催の高年齢者雇用開発コンテストにおいて制度面で部門別賞を受賞された先進企業を視察。（岡山県倉敷市）



㈱仁科百貨店にて



協同組合 産団協にて

協同組合 産団協

本会と同じく昨年より継続雇用推進のために事業に取り組まれていると言うことで意見交換（兵庫県神戸市）



ミニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。
雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。
定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

62歳 ▶▶ **63歳** ▶▶ **64歳** ▶▶ **65歳**
H18.4～H19.3 H19.4～H22.3 H22.4～H25.3 H25.4～

Q & A

Q 同一グループ内の子会社同士であるA社とB社において、A社の定年到達者をB社に転籍させ、転籍先において65歳までの雇用が確保されていれば、A社は高年齢者雇用確保措置を講じたものとみなしてよいのでしょうか。

A A社、B社ともに親会社Xの連結子会社等である場合であっても、A社とB社の間では緊密性・明確性の要件を満たしていると認められないような場合には、A社は改正高年齢者雇用安定法が要請する高年齢者雇用確保措置を講じたものとは認められません。

ただし、A社とB社が直接緊密性・明確性の要件を満たしていれば、この場合におけるA社は改正高年齢者雇用安定法が要請する高年齢者雇用確保措置を講じたものと判断されます。

Q 55歳の時点で、それまでと同等の労働条件で60歳定年で辞めるか、労働条件を変更して65歳まで継続して働くか選択するという制度を導入した場合、継続雇用制度を導入したということでしょうか。

A 高年齢者が希望すれば、65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれば、継続雇用制度を導入していると解釈されるので差し支えありません。

Q 継続雇用制度により、再雇用等する場合、定年退職日から1日の空白があっても大丈夫なのでしょうか。

A 継続雇用制度は、定年後も引き続き雇用する制度ですが、雇用管理の事務手続上等の必要性から、定年の翌日から雇用する制度となっていないことをもって、直ちに法に違反するとまではいえないと考えており、「継続雇用制度」として取り扱うことは差し支えありません。ただし、定年後相当期間において再雇用する場合には、「継続雇用制度」といえない場合もあります。

問 い
合 わ
せ
相 談 先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

E-mail : info@chuokai-wakayama.or.jp

全国先進組合事例

山形県

漬け物教室の講師と漬物の販売で食文化を継承

さとみの漬物講座企業組合

所在地 〒990-2374
山形市大字古館31

電話番号 023-643-2513

FAX番号 023-643-2513

設立 平成15年8月

出資金 80万円

組織形態 集中型企業組合

実施事業 漬け物講座の開催、漬け物、みそ・醤油および加工品販売

組合員 4人

従事組合員 2人

組合従業員 1人

URL [http://](http://www8.ocn.ne.jp/~satomi/)

www8.ocn.ne.jp/~satomi/

地元山形の漬け物教室の講師を務めながら、農産物直売所やイベント会場で製品を販売。組合員全員で共通の目的意識を持ち、食文化の継承に寄与している

背景と目的

理事長の新関氏は以前よりケーブルテレビの番組や公民館などで開催される漬け物教室の講師を務めており、地域での知名度は高かった。また、広く一般の人々に山形の伝統的な漬け物の製造方法を伝えること、その漬物を製造、販売することで地域の食文化を継承していくことを考えていた。事業化にあたり、社会的信用を高めるため、同じ思いを持つ家族や親戚を募って企業組合を設立した。



▲ 青菜（せいさい）漬

組合の特徴と事業概要

組合員は、全員家族・親戚である。以前から漬け物についての知識を新関氏から教わっており、共通の目的意識を持って事業に臨んでいる。伝統的な漬け物の製造方法を広く伝えること、その漬物を製品として販売することが組合の主な事業内容である。

無添加を基本とした製品は、食品としての安全性に細心の注意を払っており、理事長の講師としての活動が大手メーカーとの差別化につながっている。製品は、農産物の直売所やJA青空市等の会場で販売しているが、インターネットにホームページを開設し漬け物に関する情報やレシピを提供するとともに、たれ、味噌などの日持ちのする加工品についてはネット上でも直接販売している。

成果

初年度は、目的とする売上高を達成することができ、若干ではあるが利益も計上できた。理事長は、以前から漬け物教室の講師として地元では知名度が高かったが、組合設立によって社会的な信頼度も一層向上し、販路の開拓など営業活動を展開しやすくなった。組合員自身の意欲も向上しており、漬け物に対する興味や探究心も高まり、生きがいにもなっている。

今後は販路の拡大と、商品構成の充実が課題となることが予想される。限られた人員で運営しているため日々の業務に追われがちだが、中長期のビジョンを明確にして安定的な売上と利益を確保するよう事業を展開していきたいとしている。



▲ 製品の袋詰め



▲ 漬物講座

所在地 〒633-2421

吉野郡東吉野村小川51

電話番号 07464-2-0229

FAX番号 07464-2-0397

設立 平成16年9月

出資金 50万円

組織形態 異業種組合

地区 東吉野村

主な業種 木製品製造業・惣菜製造業・旅館業等

組合員 8人

地域資源を活かして村の活性化を図るため、商工会が村おこし事業に取り組み、開発した特産品の市場化をめざし組合を設立。地元の関係者の協力のもと販売活動を開始

背景と目的

当地は由緒ある土地柄で、自然・史跡に恵まれており、これら地域資源を活用し村の活性化を図るため、一連のむらおこし事業を行った。平成13年度から3年間をかけて商工会を中心に、地域資源調査事業・地域特産品等開発推進事業・地域特産品等販路開拓支援事業に取り組んできた。これにより食品・非食品両分野について多数の特産品の開発を行った。



地域活性化に貢献する事業・活動の内容

当組合は、特産品の販売事業を行うため最近設立された組合である。対象商品としては数ある開発特産品の中から、商品力・保存性・材料の安定供給・製造能力等の観点から、当面は鮎味噌等4点とすることになった。事業の仕組みは、地元企業や生産委託の形で、第三セクター東吉野村農林水産物処理加工組合から上記製品を仕入れ、これを村内外の販売施設に卸売している。販売施設は、村内温泉施設等の8カ所、村外の道の駅等2カ所に設けられている。販促活動については、パンフレットの作成、ホームページの開設（奈良県中央会サイトを利用）、当村の姉妹都市である堺市などでのイベントの開催等がある。本事業の元々のねらいは、地域振興方策の研究であり、同事業は商工会が取り組んできたこともあり、組合における販売業務や体制面など商工会との関係は密接である。また、むらおこし事業には役場・漁業協組・森林組合・木材関係や加工関係の協組や、住民の代表が委員として加わっていたので、販売事業についてもこれらメンバーの関心は高く、積極的協力が得られている。

成果

販売事業は法人化の前の段階である。つまり、本年5月から始められたばかりであり、売上実績としては大きなものではないが、商品力は優れているので、当村を訪れる観光客の増加に伴い今後が期待される。当村は、村外観光客の心を惹く自然・史跡に恵まれていることは、大きな強みである。一方、組合員にとっては、本事業によって市場を意識しての事業活動、アイデア開発等についての効果があがりつつある。



▲ 開発特産品4品目

中小企業基盤整備機構の共済制度は、 中小企業のお役に立ちます。

小規模企業共済制度



「小規模企業共済」ってのは
経営者が事業をやめたり、
役員を退いたときなどに備える

退職金制度

なんだって！

毎月3万円の
掛金(年間36万円)で
例えば課税対象所得
400万円の方ならば

93,200円の節税!

にもなるのよ!

将来もらえる共済金は
一括で受け取ると
退職所得扱い

になって税制上の
Wメリット!



中小企業倒産防止共済制度

もしものときにお役に立ちます。

もし取引先が倒産した場合、掛金の積立て額の10
倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の貸
付けが、無担保・無保証人・無利子で受けられます。

安心できる制度です。

国が全額出資の中小機構が、法律に基づいて運営し
ております。

税制面でメリットがあります。

毎月の掛金は法人の場合は損金、個人の場合は必要
経費に算入できます。



連鎖倒産に備える制度

なのです。

「中小企業倒産防止共済制度」
というのは、
取引先の倒産によって
自らが倒産してしまうという
連鎖倒産に備える制度

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。

TEL 03-3433-7171(共済相談室) FAX 03-5470-1542

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人の確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員誌

10月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

業界景況7.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	↓	↓	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	↓	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	→	↑	↑	↑
非 製 造 業	そ の 他	→	↓	↓	↓
	卸 売 業	↓	↓	→	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
運 輸 業	運 輸 業	↓	↓	→	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		- 40.0	- 60.0	- 35.0	- 55.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

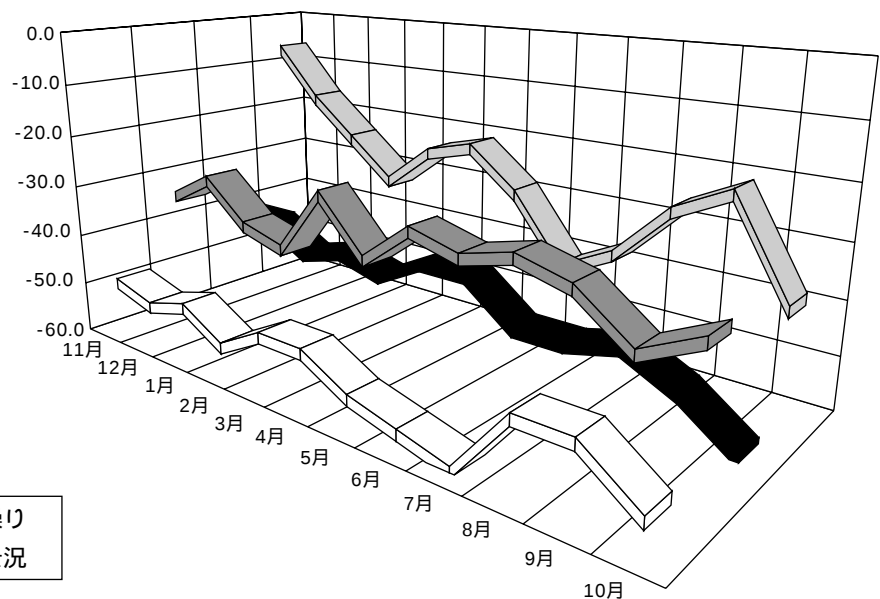
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス55.0ポイントであり、同9月調査と比べて7.5ポイント悪化した。

同9月調査と比べ、「売上高」は17.5ポイント悪化、「収益状況」は7.5ポイント悪化、「資金繰り」は5ポイント改善した。

10月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は14名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	梅干組合加盟45社中、前年対比増は2～3社、他は少しずつ前年対比減の状況。しかしながら低級で廉価な梅干を扱うアウトサイダーは伸びている。梅干の全体需要は変わらないが、売れる価格帯が変わってきているのではないかと分析する。(梅干)
繊維・同製品	10月初旬に実施した業界景況調査では販売量は減少している。収益面も数社を除いて悪化傾向にある。上海での商談会に5社が参加した。引き合いは相当数あったが成果は？商工中金民営化に対する不安感が出ている。(ニット)
	シーズンにもかかわらず悪い。このまま盛り上がり欠けたまま終わりそうである。(織物)
	全国的に売上が減少している。(手袋)
木材・木製品	原油高騰により、塩化ビニルや包装資材などの副資材が値上がりしコスト面は高まり、粗利を確保するのに四苦八苦している。設備投資等積極的な企業はない。(建具)
	10月1日・2日、第19回和歌山県家具産地展開催(来場者数約2,500人)。2005東京国際家具見本市(11月22～25日開催)への出展に向けて、準備推進中。(家具)
化 学 ゴ ム	原料価格のアップに対して、製品価格転嫁率は非常に悪く、完全転嫁は不可。まだまだ辛抱の時期が続きます。(化成品)
和雑貨製造業	横ばい状況です。(家庭用品)

● 非製造業 ●

卸 売 業	10月度は各社とも低迷状態でした。仕入先メーカーの話でも和歌山の状態は近畿圏内で最も悪いとの事。先行きも今ひとつ。(電設資材)
小 売 業	今年は台風もなく、野菜の暴騰もない分、売上高は前年より低い。今後は業務用食品スーパーの拡張、食品ドラッグ店の進出等新規業態の進出により競争は厳しくなる。競争力のある一部組合員を除き、従来よりの組合員は苦しくなる。(日高市場)
	明るい兆しは感じられない。売上は低調である。売上傾向は安価な物(中国製品などの超安価)か高額商品(海外ブランド製品)の二極化傾向である。ブランド製品の流通は系列化しており、一般小売店での入荷困難であり消費者ニーズに応えられない所が多い。融資希望があっても審査が一段と厳しい。(時計)
	元寺町(ぶらくり丁大通り)の旧大丸跡にドンキホーテが出店した。南海ストア・大丸・ダイソー・実験的商業者の店・大型家電店・衣料品店等出退店が頻発する店であるが定着して欲しい。しかしこの地区には丸正跡・ビブレ跡等50店以上の店が空き店舗のままである。(和歌山市)
	10月に入り前半は9月に続き良い業況になく不変でしたが、中頃より少々好転の変化が見え隠れする様子で10月も終わりました。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	世の中の各業界で10年間に3割も売上が減少したと言う業界はありましたか？スキーとゴルフと宿泊客だそうです。娯楽産業では海外旅行・東京ディズニーランドは年々右肩上がり増えています。不況に負けたとよく言いますが、競争に負けていると感じるべきです。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(96.0%)、総売上料金(100.3%)、1人当たり消費単価(104.4%)、総宿泊料金(95.2%)、1人当たり宿泊単価(99.1%)。1～10月の宿泊人員で見ると、16年は893,861人、17年は835,821人で58,040人の減(-6.5%)である。本年度は年間宿泊人員が100万人を切る見込み(14年は1,006,971人、15年は1,045,563人、16年は1,033,992人)。(白浜旅館)
	新車売上が前年に比べ増加の傾向にあり順調です。現在債務がなく、担保解除を請求したところ、約30年前の抵当権設定の担保解除ができないと銀行側から返事があり、対応の相談があったが、銀行と十分原因について話し合ったらと指導したところ、銀行に書類がないとの事で再交付等の方法で一応解決の方向が決まったが、相談の組合員は作業終了後は財務局に通知すると言っていた。(田辺自動車)
建 設 業	受注量はある程度確保できるが、競争激化による受注単価の下落が影響し利益がない。(電気工事)
運 輸 業	燃料価格が最高値となって経営を圧迫している。しかし輸送数量が伸びつつある。(和歌山市)

実施共済制度一覧

経営自慢M 型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

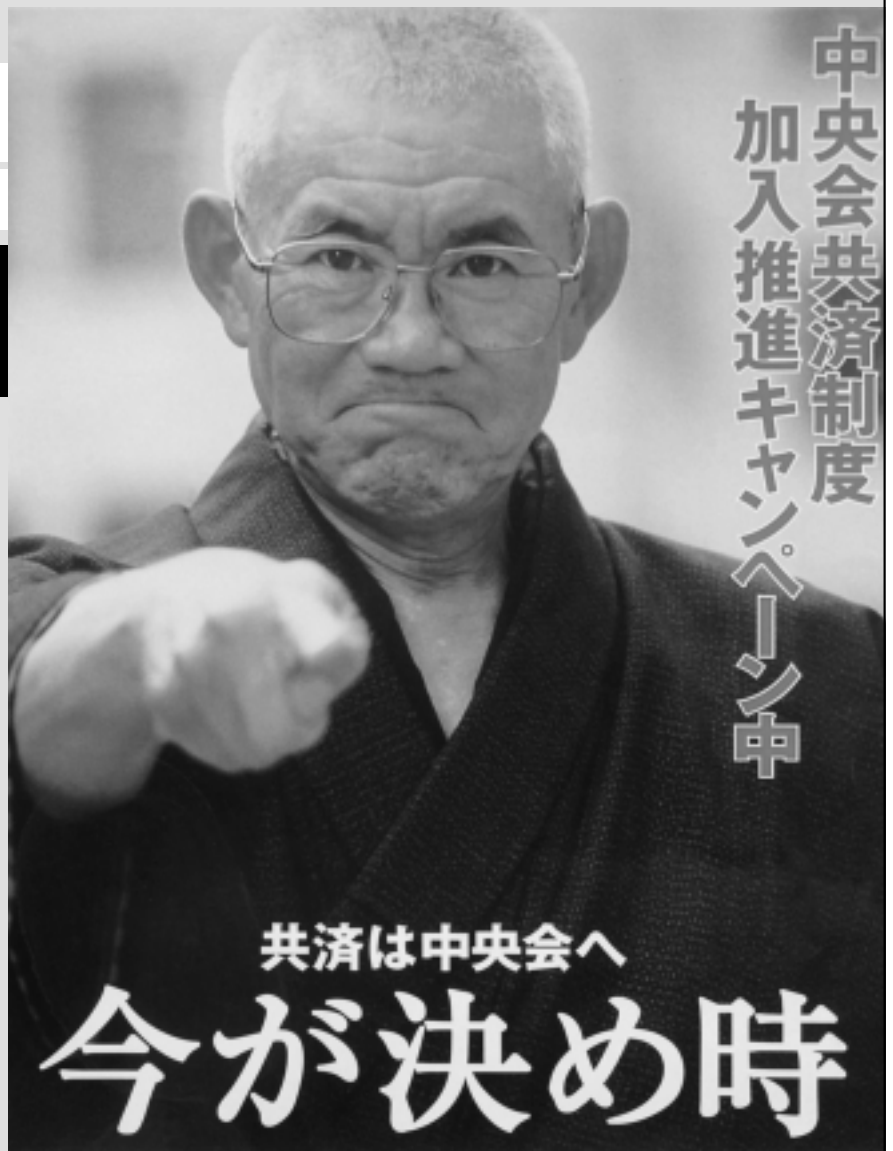
年金共済

(拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輦に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金(1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
2t超	27,000円

問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の

和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長



労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！

(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯



お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限ります。

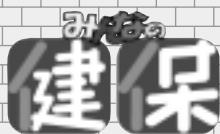
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合健保の3割自己負担分をお支払いします！

差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

本社
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

東京本社
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）





四郷の串柿（伊都郡かつらぎ町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp